

保護者の皆様

(土砂災害警戒区域や洪水等による
浸水想定区域以外に所在する施設をご利用の方)

横浜市こども青少年局子育て支援課長

非常災害時（風水害）における保育所等の対応について

日ごろから、本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

台風等の風水害が発生した際、鉄道の計画運休や施設の被害などにより、安全に保育ができない場合を想定し、令和 2 年 7 月 3 日に「非常災害時（風水害）における保育所等の対応について」を通知いたしましたが、令和 3 年 5 月 20 日に改正「災害対策基本法」が施行され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されたため、改めて、お知らせいたします。

なお、大規模な災害が発生した際、園への送迎が困難になることが想定されます。下記の対応によらず、可能な限り、登園を控える・お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。

また、発災中の送迎等については、園との事前の取り決めを確認し、安全を確保したうえで行ってください。

1 気象警報等が発令されている時の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>園から登園自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いいたします。</u>

2 交通機関の計画運休等に伴い、保育士の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ、登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。

3 保育所等において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。休園とする場合は、施設から保護者の皆様へご連絡を行います。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育運営課
TEL：045-671-3564
FAX：045-664-5479